

意見書対応状況

1 第9期意見書

○：意見

●：意見に対する取組（継続）：これまでも取り組んできているもの

◎：意見に対する取組（新規）：今回初めて取り組むもの

(1) 市民参加の取組

| | |
|--|---|
| ○ 意見提出手続において、市民に意見を求める際には、市としてどのような意見が欲しいのか整理する必要がある。 | ● 職員研修の実施 ◎ 「意見提出手続（パブリックコメント）制度運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）」において、市民が「意見書」に意見を述べる際の具体的な記載例を例示する。 |
| ○ 意見を言うためには、内容を知っていることが大前提である。 | ◎ 意見提出手続の実施に合わせた説明会の開催や、出前講座を行うなど施策の内容を知ってもらう規定をマニュアルに盛り込む。 |
| ○ 市民参加の取組実績に対し、従来の担当課による自己評価だけでなく、市民などからによる客観的評価も必要である | ● 取組結果の評価・検証を、第9期以降の市民参加推進会議での審議事項とし、その結果を庁内にフィードバック（周知）する |

(2) PR

| | |
|---|--|
| ○ 配布資料の難易度が高い。どれも難し過ぎて、しかも量が多い。 | ◎ 主に対象となる層の市民の理解度に応じた用語の使用や解説内容になっている必要性をマニュアルに規定する。 |
| ○ 意見を出すためには、対象に対して興味を持たせる必要があるが、どうすればよいか。 | ◎ 広く市民に周知することに加えて、内容に精通する関係団体等に対して積極的に意見提出を働きかけることを盛り込む。 |

(3) 意見提出手続（パブリックコメント）

| | |
|--|---|
| ○ 市民参加においては、構想段階での意見聴取に意味があると考えますが、意見提出手続の中には構想段階での実施が難しいものもあるのが現状である。 | ◎ 意見提出手続の中には性質上、構想段階での実施が難しいものもあり、意見提出手続が必須の施策においては、構想段階で何らかの市民参加を経ることを手順としてマニュアルに規定する。 |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>提出意見の取扱い</p> | |
| <p>○ 匿名意見 条例や施行規則では、氏名・住所など意見提出の際に明らかにすべき事項が規定されており、匿名意見は単なる誹謗中傷になりかねない。</p> | <p>◎ 「意見提出手続における意見」として扱わず、回答・公表・計上のいずれからも除外することをマニュアルに明記する。</p> |
| <p>○ 無関係意見 無関係とする線引きの範囲を決めた上で、「意見提出手続の意見」からは除外する。</p> | <p>◎ 「意見提出手続における意見」として扱わず、回答・公表・計上のいずれからも除外することをマニュアルに明記する。 ◎ 除外された意見のうち市政に対する意見と認められるものは、「自発的な市民参加」があったものとして、個別回答及び施策への反映の検討が必要。</p> |
| <p>○ 賛否のみの意見 単に賛成・反対のみを述べた意見を指す。多数決の論理を厳格に排除する観点からも、賛否のみの意見は厳密に除外する必要がある。</p> | <p>◎ 「意見提出手続における意見」として扱わず、回答・公表・計上のいずれからも除外することをマニュアルに明記する。 ◎ 当然ながら、なぜ賛成（反対）と考えるのか、その理由や根拠を付した意見については、「意見提出手続における意見」として扱う。</p> |

2 過去の意見書（第1期～第8期）における継続課題 ※第9期で同様の意見が出ているものは除く

○：課題 / ●：現在の取組内容

(1) 市民参加の取組

| | |
|--|---|
| <p>○ 学生や現役世代など、従来の取組では意見聴取が難しかった人々からも意見聴取できる工夫を行う。</p> <p>○ 市民参加の取組に対し、多くの参加を得るための働きかけを積極的に行う。</p> | <p>● 「意見書」の庁内周知を実施</p> <p>● 職員研修の実施</p> <p>● 「市民参加をより効果的に進めるための手引書」(※1)の改定を検討</p> |
| <p>○ 市民や附属機関等委員の市民参加に対する意識向上を図る</p> | <p>● ホームページによる市民参加情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属機関の委員の公募 ・ パブリックコメントの実施 ・ 附属機関の会議のお知らせ／会議の結果（会議録等） ・ 市民参加の取組予定 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策の構想段階から市民参加を求め、施策を作り上げることが必要 ～ 市民参加の結果を施策にフィードバックすること ～ 現在の市民参加は実態のない形式的なもの | <ul style="list-style-type: none"> ● 手引書(※1), 市民参加制度各種マニュアル(※4)や職員研修における啓発を実施 |
|---|--|

(2) 情報提供

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的(早め)の情報提供に努める ○ より積極的な周知・PRが必要 ○ 資料は、市民が施策内容を十分に理解できるものとする | <ul style="list-style-type: none"> ● 手引書(※1), 市民参加制度各種マニュアル(※4)や職員研修における啓発を実施 ● パブコメ及び委員公募チラシについては、事前に市民参加推進係で見やすさなどをチェックし担当課に修正を提案 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 意見がどう反映・処理されたかを分かりやすく提示すること | <ul style="list-style-type: none"> ● 手引書(※1), 市民参加制度各種マニュアル(※4)や職員研修における啓発を実施 ● パブコメにおいては、提出された意見と、それらの意見に対する市の考え方を「結果」としてホームページ等で公表 |

(3) 意見提出手続(パブリックコメント)

| | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ より構想段階の時期に近づけるなど、意見反映が可能な時期に実施する | <ul style="list-style-type: none"> ◎ 令和4年度中にマニュアル改定を実施する予定(適用開始時期は未定)。 ● 手引書(※1)及び職員研修における啓発を実施 |
|--|---|

(4) 公募委員の充実について

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 応募条件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限の緩和：原則20歳以上 → 18歳以上 ・ 「兼任の制限」及び「継続就任の禁止」の取扱いの緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「附属機関の委員の選任に関する基準」(※2)及び「附属機関の委員選任マニュアル」(※3)を改定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢制限：18歳以上 ・ 兼任の制限：3か所までの兼任を可とする ただし、選考においては他の機関へ在任がない人を優先する ・ 継続就任：現状で対応可能なため基準変更しない |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 選考方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募のハードルを下げる工夫を実施する | <ul style="list-style-type: none"> ● 委員選任基準(※2), 委員選任マニュアル(※3)の改定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選考方法のうち「小論文」を「作文」に変更 ・ 作文提出については、特段の事情を要する場合を除き、応募段階ではなく、 |

| | |
|---------------------------------|--|
| | 選考を要する場合に限り求めることとする |
| ○ 委員公募のチラシ（デザイン）の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ● 委員選任マニュアル（※3）に留意事項として追加 ● 同マニュアルに参考例を掲載 |
| ○ 委員公募を実施する際の、関係各所等への積極的な声かけを行う | <ul style="list-style-type: none"> ● 「意見書」の庁内周知を実施 ● 職員研修の実施 ● 委員選任マニュアル(※3)に反映 ● 第9期市民参加推進会議の委員公募について、市内3大学（教育大・旭医大・旭大）に募集チラシの設置を依頼 ● 第9期市民参加推進会議の委員公募について、市の公式 facebook へ公募委員の募集記事を掲載 |

(5) 職員の意識向上

| | |
|-----------------|---|
| ○ 市民参加に対する意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職員研修内容の見直し ● 研修資料について推進会議の確認を受ける ● 手引書(※1)の改定を検討 ● 推進会議で具体策を検討する |
|-----------------|---|

(6) 推進会議の運営方法の改善

| | |
|--|--|
| ○ 委員への十分な事前説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議の役割と取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加に関する資料を事前配付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加制度 ・ 旭川市での市民参加の取組 ・ 意見書の反映状況 ・ 第9期会議（2年間）での取組予定 ● 初回会議において、パワーポイントを利用したガイダンスを実施 |
| ○ 審議事項を、個別施策の検証から、市民参加における課題解消に向けた検討にシフトする | <ul style="list-style-type: none"> ● 第8期2年目以降からは、個別施策の検証を中止 ● 第9期以降の進め方を変更 <ul style="list-style-type: none"> 1年目：市民参加の取組結果に対する評価を実施（客観的評価の実施） 2年目：重点課題を検討（1年目の評価を踏まえて審議事項を抽出） |

○ 意見書への取組状況を明らかにした上で次期につなげる

● 反映（取組）状況を次期推進会議に報告（初回会議で説明を実施）

- ※1 「市民参加をより効果的に進めるための手引書」：職員向けに市民参加に取り組む際の考え方や具体的手法を示した手引書
- ※2 「附属機関の委員の選任に関する基準」：青年層や女性の登用に関する目標や、年齢や長期在任、兼任等に関する制限、公募の導入について規定している
- ※3 「附属機関の委員選任マニュアル」：委員選任に関する事務手続きや留意事項について職員向けに解説したマニュアル
- ※4 市民参加制度各種マニュアル：「意見提出手続」、「附属機関の会議の公開」、「附属機関の委員の公募」、について、それぞれの基準や事務手続き、実施の際の留意事項を盛り込んだ職員向けマニュアル